

公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の完了後の評価)

平成16年 3月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した下記の直轄事業、補助事業地区を対象として事後評価（完了後の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直轄事業	国有林直轄治山事業	189
	森林環境保全整備事業	149
	森林居住環境整備事業	18
小計		356
補助事業	民有林補助治山事業	166
	森林環境保全整備事業	204
	森林居住環境整備事業	76
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	167
小計		613
合計		969

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

本評価は林野庁が実施した。

なお、

- ① 直轄事業については、各森林管理局（分局）において実施した。
- ② 補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁の各評価担当部局において実施した。

2 評価実施期間

平成15年4月から平成16年3月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等の項目を点検し、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等の項目を点検し、総合的かつ客観的に評価を行った。結果については、評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、意見を聴取した。

同専門部会において、主な意見の概要は以下のとおりであった。

- ① 完了後の評価実施地区について、いずれも必要性、効率性、有効性の観点から妥当である。
- ② 評価書の冒頭などに、誰がどのように評価したかを明記するなど、評価プロセスの透明性を確保する必要がある。
- ③ 現在の評価は、経済効果、安全などのわかりやすい観点で判断しようとしている。森林については、文化などの定性的な表現についても検討する必要がある。
- ④ 一般の人にわかりやすい個表をつくるという努力は重要であり、今後とも続けて行く必要がある。

また、委員構成は、[別添3](#)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ① 評価実施地区毎に「完了後の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。
- ② 農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、各森林管理局（分局）に設置している第三者委員会における資料、議事概要、評価に用いたデータ等については各森林管理局（[別添1](#)）においてインターネット等で公表することとしている。

本評価に対する問い合わせ先（事業主管課）は[別添1](#)のとおりである。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区について、評価を実施したところ、各地区とも事業の内容が妥当であり、一定の効果の発現が認められた。

評価結果は[別添2](#)に示すとおりである。